

2022年4月3日

香川スポーツランドで開催するダートトライアル競技会中の  
無人航空機（ドローン）を使用した空撮について

JMRC 四国ダートトライアル専門部会

香川スポーツランドで開催するダートトライアル競技会中の無人航空機（ドローン）を使用した空撮による事故（エンタラントや競技車との接触，コース上への墜落による競技の中断等）の発生を防止するため、下記の通り運用することとします。

記

無人航空機（ドローン）を使用しての空撮を希望する団体または個人（以下「団体等」という。）は、事前に団体名または氏名及び連絡先を直接、競技会主催者まで申し出て空撮を申し込んでください。また、空撮による事故を避けるため1日最大2団体等までとし、先着順で受け付けます。ただし、2団体等となった場合には、飛行可能時間を1ヒート終了後20分で競技前半と後半に区分し、どちらかの時間帯での空撮となります。前半と後半の選択権は申し込み順とし、競技会当日の競技者受付時間に申告していただき決定することとします。時間内に申告がない場合は、選択権を放棄したものとみなします。前半を選択した団体等が飛行終了の意思表示をした場合は、その時点から後半を選択した団体等の飛行が可能となります。

なお、主催者が空撮を業者等に依頼している場合や報道機関等の取材がある場合等で空撮をお断りする場合があります。

空撮に際しての注意事項

- 別紙様式で誓約書を作成のうえ、当日受付に提出して下さい。
- コース所有者・競技会主催者の指示には必ず従って下さい。
- 連絡を早急にする必要があることに備えて、空撮中の操縦者は、腕章、ビブス等を持参のうえ着用し、操縦者であることが容易に分かるようにして下さい。
- 競技進行の都合やマナーが悪い等で急遽飛行の中止を求める場合があります。また、競技車両や設備等に接触して破損させた時は、理由を問わずいかなる場合でも賠償を求めることになります。
- 会場での無人航空機（ドローン）の使用は「人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30m以上の距離を保って飛行させること」「目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること」等の条件を満たせない場合

がほとんどです。よって次の書類を必ず用意してください。

・当日香川スポーツランドで有効な「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」または「操縦免許」の提示

・当日香川スポーツランドで有効な「1億円以上の賠償保険の証書」の提示

※これら会場ではコピーが出来ないため印刷したものを持参し、飛行中は主催者（本部）に一時的に提出して下さい。飛行終了後に返却しますので忘れずに引き取りに来てください。当日引き取りがなかった場合は処分します。

※団体で申し込んでいる場合は飛行させる全員に有効な書類を用意してください。

※2022年6月20日以降は必ず機体に登録記号の明記をしてください。

○飛行までに「ドローン情報基盤システム（飛行情報共有機能）」へ登録をして下さい。当日確認して登録が無い場合は飛行中止を指示します。

○その他の資格（陸上特殊無線技士等）が必要な機器を使用する場合は免許の提示を求めます。

※これらに従わず飛行させた場合は警察に通報することになります。その他国土交通省等の指示を確認し、ルールを守って飛行をさせて下さい。トラブルを避けるため模型航空機でも同等の扱いとします。

「以上」

様式

## 誓約書

競技会主催者（クラブ名）

御中

2022年 月 日に香川スポーツランドで開催される競技会の無人航空機（ドローン）での空撮に際して「香川スポーツランドにおける競技会中の無人航空機（ドローン）の使用について」の規定を順守し、競技車両や設備等を破損した場合には賠償に応じることを誓約いたします。

2022年 月 日

空撮者 住 所  
団体名  
氏 名  
連絡先

印

※ 自筆の場合は押印不要です。